

相模原市生ごみ処理容器購入費助成金
交付申請書兼実績報告書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所 〒252 - _____

相模原市 _____

申請人 _____

電話 () _____

年度において次のとおり交付していただきたく、相模原市生ごみ処理容器購入費助成金交付要綱第10条第1項の規定により申請・報告します。

1 補助事業等の名称	生ごみ処理容器助成事業
2 事業完了後補助金等の名称	相模原市生ごみ処理容器購入費助成金
3 閲覧同意書	申請にあたり居住要件確認のため、住民基本台帳を閲覧することを承諾します。
4 メーカー名・商品名	
5 購入金額 (税込み)	¥ _____ 円 ※「送料」「保証料」「値引き額」「ポイント使用額」「付属品の購入費用」は、購入金額に含まれません。
6 事業成果の説明	一般ごみとして排出される生ごみを減量・抑制した。
7 添付書類	生ごみ処理容器の購入又は販売を証明する書類

※ 氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。

記入誤りがあった際は、修正をお願いさせていただくことがあります。

【市担当課処理欄】	確認方法	確認者

※ 次の事項について了承の上、申請を行ってください。

1 交付の決定の取消し(規則第24条及び第32条関係)

次のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定後、その決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたときその他補助金等を交付することにつき市長が不相当と認めるとき。

(2) 補助金等の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるとき。

2 補助金等の返還(規則第25条関係)

1により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、市の定めた期限までにその返還をしていただきます。

3 他の補助金等の一時停止等(規則第26条関係)

2による補助金等の返還に応じない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

4 帳簿の備付け(規則第29条関係)

補助金等の交付を受けた場合は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存してください。ただし、市長が別に定める場合については、この限りではありません。